

東大和三中だより

～ 自らを律し、共に学び合う生徒の育成 生きる力を育む ～

令和5年5月2日

5月号 (No. 2)

発行 東大和市立第三中学校

〒207-0016 東大和市仲原 2-7

TEL 042-564-5411

『中学生の心の成長』

校長 中屋 珠美

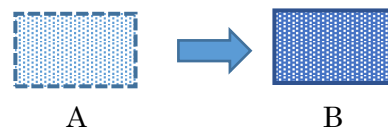
ご多忙の中、保護者会へのご参加ありがとうございました。令和5年度がスタートし、ひと月がたとうとしています。新しい環境の中、新学期の目標を掲げて、生徒たちは学校生活を意欲的に過ごしています。6日(土)は学校公開を行います。学校でのお子様の様子をぜひご覧ください。



中学生(思春期)はアイデンティティ(自分が自分であること。さらに他者や社会から認められているという感覚)を確立する時期です。様々な場面で理想と現実のはざまで葛藤する、大人になるために大切な時期です。生徒は学校生活を通して、自分自身について理解し、自分が集団に所属している感覚や認められている感覚を得ていきます。同時に他者についての理解も進み、自分をモニタリング(客観視)できるようになっていきます。ただ、自分を表現する力(言葉や行動)が未熟なので、『友達と同じ』ということを基準に人間関係が築かれる傾向が強いです。中学生の女子は『共通のモノ』男子は『行動を共にする』ことで絆が強くなる傾向があります。逆に『同じでない』ことを見つけて簡単に排除(仲間外れなど)してしまうのもこの時期です。誰か一人が排除されると怖いので、さらに同じであることの価値が高まっていきます。頭では自分の思いや集団の中でとるべき行動などがわかっている、それを行動に移すことが難しく、中学生のいじめ件数が高いのもこのためです。一方、他者理解が進む中で、その人のよさに気づき認めることができる生徒も増えていきます。

ところで、右の図のAという四角がBへ移動しました。なぜでしょうか。

答えは、Bという位置に力を加えて移動させたからです。あたりまえのような答えですが、四角を『こうしたい、こうなりたい』という目標としたら、矢印は目標を実現するための自分の意思と努力になります。B地点に動かすための条件を様々な視点から考え、やり方を工夫・調整したり、今までの経験から得た知識や行動を応用したりする力をつけることが、これからの人生を歩むうえでとても大切なことです。(各教科の評価観点3に相当)



ゴールデンウィークが終われば、生徒総会や春季確認テストがあり、体育大会の練習が始まります。保護者の皆様には、体操着の洗濯などご負担をおかけすることもあります。ご協力をよろしくお願いいたします。

1年生の女子の保護者の方へ

5月下旬ころに布のベストは夏服と一緒に届きます。女子の夏服は布のベスト+スカート(スラックス)が基本です。布のベストが届くまでは、下着が透けないようにタンクトップなどをYシャツの下に着用し学校生活を送って構いません。ニットのベストの購入は不要です。また、肌寒い場合はブレザーを着用させてください。春季確認テスト後は体育大会の練習が始まります。全校ジャージ登校です。

令和5年度

5月 行事予定表

日	曜	学校行事	朝 学 習	第1学年						第2学年						第3学年						給食	
				1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6		
1	月	開校記念日 学年朝礼(1年)	2・3	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	全	
2	火		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	全	
3	水	憲法記念日																					
4	木	みどりの日																					
5	金	こどもの日																					
6	土	授業公開 部活動保護者会 月曜②・③・④	○	月②	月③	月④	☆	×	×	月②	月③	月④	学	×	×	月②	月③	月④	学	×	×	×	
7	日																						
8	月	セーフティ教室 学年朝礼(2年) 内科検診(1年生)	1・3	⑥	②	③	④	⑤	△	⑥	②	③	④	⑤	△	⑥	②	③	④	⑤	△	全	
9	火		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	全	
10	水	耳鼻科検診(全学年)	○	道	②	③	④	×	道	②	③	④	×	道	②	③	④	×		全			
11	木	生徒総会	○	③	④	⑤	⑥	△	△	③	④	⑤	⑥	△	△	③	④	⑤	⑥	△	△	全	
12	金	眼科検診(全学年)	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	全
13	土																						
14	日																						
15	月	学年朝礼(3年)	1・2	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	全	
16	火	避難訓練 心電図検診 1年全員、2・3年対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	全
17	水	尿検査(二次)	○	道	○	○	○	○	道	○	○	○	○	道	○	○	○	○		全			
18	木		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全	
19	金	春季確認テスト 専門中央委員会	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	全
20	土																						
21	日																						
22	月	生徒会朝礼	朝礼	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	全	
23	火		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	全	
24	水		○	道	○	○	○	○	道	○	○	○	○	道	○	○	○	○		全			
25	木		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全	
26	金		○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	全
27	土																						
28	日																						
29	月	全校朝礼 教育実習始	朝礼	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	学	○	○	○	○	○	全	
30	火		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	☆	全	
31	水		○	道	○	○	○	○	道	○	○	○	○	道	○	○	○	○		全			

※ 予定は変更になることがあります。その際は各学年だよりなどにてご連絡いたします。

【来月の予定】 1日(木):体育大会予行 3日(土):体育大会 5日(月):振替休業日 6日(火):体育大会予備日 8日(木):歯科検診(2・3年生) 9日(金):小中合同引き取り訓練 15日(木):歯科検診(1年生) 19日(月)全校朝礼 28日(水)~30日(金):期末考査	教科授業	○	総合的な学習の時間	☆	授業 日数	1年	21
	道徳	道	特別活動 (儀式的行事)	◎		2年	21
	学級活動	学	特別活動 (儀式以外の行事)	△		3年	21

新型コロナウイルス感染症第5類感染症に位置付けられた日以降の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

5月8日(月)に新型コロナウイルス感染症は5類感染症への移行措置を行うことが報道されています。5類感染症は季節性インフルエンザと同じ分類群になります。文部科学省、東京都教育委員会、東大和市教育委員会の通知により、以下のとおり、対応いたしますのでお知らせいたします。

感染症対策を講じた学校教育活動について

○ 基本的な考え方

国及び都の方針を踏まえ、うがい、手洗い、学習環境の適切な換気等を行って学習活動を行います。なお、各学校においては、学校や地域の感染者の状況に応じて、今まで実践してきた様々な感染対策を適宜実施します。

(「令和5年度 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(依頼)」
令和5年3月 22 日東大和市教育委員会より作成)

○ 欠席・出席停止等の考え方

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられた日(5月8日)以降について、生徒が感染した場合は引き続き「出席停止」となりますが、「感染に対する不安による欠席」は、原則「欠席扱い」となります。

(「令和5年度 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(依頼)」
令和5年3月 22 日東大和市教育委員会より作成)

※ 出席停止の期間(令和5年5月8日以降)

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。

(「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」
令和5年4月 28 日文部科学省より作成)

○ 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者
- であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

(「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」
令和5年4月 28 日文部科学省より作成)

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。無理をして登校することのないよう、ご協力をよろしくお願いいたします。